

熊本県公報

第 1 1 4 8 1 号
平成 18 年 11 月 17 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○ "	(") 1
○ "	(") 2
○土地収用法による手続の開始	(用地対策課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の供用開始	(") 3
○ "	(") 3
公 告	
○定款変更認可	(農村計画・計画技術課) 3
○「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」の改訂	(農業技術課) 4
○印刷機購入に係る一般競争入札の実施	(管理調達課) 4
○製版機購入に係る一般競争入札の実施	(") 6
○ミシン機購入に係る一般競争入札の実施	(") 8
登 載 依 頼	
○文化財保護審議会の会議の開催	(文化課) 10
○第 4 回熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会の開催	(障害者支援総室) 11
○熊本県障害者施策推進協議会の開催	(") 11
○熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催	(健康危機管理課) 11

告 示

熊本県告示第 1153 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市深川字日当 721 の 2、756 の 4、761、765 から 769 まで、770 の 5、770 の 6、字川内 772、773 の 1、774 の 2、776、777 の 1、777 の 2、778、779 の 1、779 の 2、780 の 1、780 の 2、781 から 783 まで、801 の 1、802 の 5、802 の 16
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字 日 当 769・字 川 内 772・774 の 2・777 の 1・777 の 2・778・779 の 2・801 の 1
(以上 8 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1154 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字國見字比代操 300 の 1、300 の 3、301 の 2、302 の 1、303 の 1、303 の 2、304 の 1、304 の 3、312 の 4、312 の 5、312 の 8、

312 の 9

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字比代操 300 の 3・301 の 2・302 の 1・303 の 2・312 の 8・312 の 9 (以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1155 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字小田浦字崩本 1972、1974、1977、1979 の 2、1992、2007、2008 の 1、2008 の 2、2012

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字崩本 1974、1992、2007、2008 の 1、1972・1977・2008 の 2・2012 (以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1156 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の 3 の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び熊本県

2 事業の種類

(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構起業に係る事業

九州新幹線博多・新八代間線路建設工事（熊本県熊本市池田四丁目地内から同市春日四丁目地内及び同市田崎一丁目地内）、これに伴う九州旅客鉄道鹿児島本線仮線工事並びに県道、市道及び農業用用水路付替工事

(2) 熊本県起業に係る事業

熊本都市計画都市高速鉄道事業九州旅客鉄道鹿児島本線及び豊肥本線に伴う市道付替工事

3 手続が開始される土地

(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構起業に係る事業

ア 収用の手続が開始される土地

熊本県熊本市池亀町地内

イ 使用の手続が開始される土地

熊本県熊本市池亀町地内

(2) 熊本県起業に係る事業

なし

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

熊本市役所

熊本県告示第 1157 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において

一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	北外輪山 大津線	同所	前	8.5 ～ 15.4	280.0	交差点改良及び旧道移管
			後	8.6 ～ 59.9	300.0	
		菊池郡大津町大字大津字上井迫 2464 番 1 地先から 1823 番 7 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 18 年 11 月 17 日

熊本県告示第 1158 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花線	同所	256	単道改
		玉名郡和水町大字上十町字野中向 1354 番 4 地先から 1319 番 7 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 18 年 11 月 17 日

熊本県告示第 1159 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389 号	同町大字下田南字新田	123	地域連携
		天草市天草町大字下田南字鬼海 3914 番 1 地先から 3842 番 1 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 18 年 11 月 17 日

公 告

熊本県公告第 825 号

八代市八代平野南部土地改良区理事長折口昭博から平成 18 年 10 月 17 日付けで申請のあった定款変更については、平成 18 年 11 月 8 日付けで認可した。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 826 号

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 3 条第 3 項の規定により、熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を変更したことで、熊本県農林水産部農業技術課並びに各熊本県地域振興局（熊本にあっては熊本農政事務所）農業振興課及び農業普及指導課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 827 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

印刷機 1 台

(2) 調達物品の規格及び品質等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成 19 年 1 月 19 日（金）

(4) 納入場所

熊本県あかねワークセンター

(5) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 5 の（3）記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

(5) 本調達物品を納入することが可能であることを証明する書類を熊本県障害者支援総室に提出し、審査を受け、入札に参加する承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 18 年 11 月 17 日（金）から平成 18 年 12 月 1 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2580
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 11 月 17 日（金）から平成 18 年 12 月 1 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 12 月 13 日（水）午前 9 時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
 - (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 12 月 12 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 12 月 6 日（水）までに 4 に記載する場所に提出すること。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 828 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
製版機 1 台
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 1 月 19 日（金）
- (4) 納入場所
熊本県あかねワークセンター
- (5) 入札方法
ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（3）記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 本調達物品を納入することが可能であることを証明する書類を熊本県障害者支援総室に提出し、審査を受け、入札に参加する承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨

- を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格申請書の受付期間
平成18年11月17日(金)から平成18年12月1日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成20年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2580
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年11月17日(金)から平成18年12月1日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年12月13日(水)午前10時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成18年12月12日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成18年12月6日(水)までに4に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札

- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 設定しない。
- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 829 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
 ミシン機 1 台
- (2) 調達物品の規格及び品質等
 入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
 平成 19 年 2 月 28 日（水）
- (4) 納入場所
 熊本県あかねワークセンター
- (5) 入札方法
 ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて

- いること。
- (4) 5の(3)記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要綱(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (5) 本調達物品を納入することが可能であることを証明する書類を熊本県障害者支援総室に提出し、審査を受け、入札に参加する承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格申請書の受付期間
平成18年11月17日(金)から平成18年12月1日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成20年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2580
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成18年11月17日(金)から平成18年12月1日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成18年12月13日(水) 午前11時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成18年12月12日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 12 月 6 日（水）までに 4 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県文化財保護審議会公告第 2 号

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県文化財保護審議会

- 1 開催日時
平成 18 年 11 月 24 日（金）
午後 2 時から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺 6-18-1
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題
(1) 文化財の県指定等について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5 人
- 5 傍聴手続
会議開催 15 分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺 6-18-1
熊本県教育庁文化課
(電話 096-333-2705)

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会公告第 3 号

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会

- 1 開催日時
平成 18 年 11 月 24 日 (金)
午前 10 時から午前 12 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題
こころの医療センターの経営の方向性について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会事務局 (熊本県健康福祉部障害者支援総室施設・指導班)
(電話 096-333-2236)

熊本県障害者施策推進協議会公告第 2 号

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県障害者施策推進協議会
会長 赤 星 香世子

- 1 開催日時
平成 18 年 12 月 5 日 (火)
午後 3 時から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題 (予定)
(1) 熊本県障害福祉計画 (仮称) 骨子案及びくまもと障害者プラン見直し骨子案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員について
20 人
- 5 傍聴手続について
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県障害者施策推進協議会事務局 (熊本県健康福祉部障害者支援総室総務・企画班)
(電話 096-333-2233)

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 4 号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 11 月 17 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古 瀬 昭 夫

- 1 開催日時
平成 18 年 11 月 22 日 (水)
午後 7 時から午後 9 時まで

- 2 開催場所
熊本市東町4-11-1
熊本県健康センター 3階会議室
- 3 議題
平成18年10月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話 096-383-1111 内線 7080）